群馬県多文化共生・共創推進会議規則

(趣旨)

第一条 この規則は、群馬県多文化共生・共創推進条例(令和三年群馬県条例第八号。以下「条例」という。)第十六条の規定に基づき、群馬県多文化共生・共創推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び所掌事務)

- 第二条 推進会議は、委員十人以内をもって組織し、知事の諮問に応じて次の事項を調査 審議する。
 - 一 多文化共生・共創社会の形成の推進に関する重要事項
 - 二 多文化共生・共創推進基本計画の進捗状況

(委員)

第三条 委員は、多文化共生・共創社会の形成の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

- 第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第五条 推進会議に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第六条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の 決するところによる。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。